

第12回IPPC年次総会（CPM-12）の結果概要

日 時： 平成29（2017）年4月5日（水）～4月11日（火）

場 所： 韓国・仁川（Songdo コンベンションセンター）

出張者： 植物防疫課 島田課長ほか

概 要：

1 植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の採択

以下の②及び⑥(1)を除き原案どおり採択。原案は以下のページに掲載。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_renraku/170222.html

①種子の国際移動（採択）

②使用された車両、機械及び装置の国際移動（採択）

（※EUから、当該基準案の範囲に含まれていない新品に関する全ての記述を削除するべき等として異議が提出されていた。当該基準案の背景の部分において、新品に汚染リスクがあること及び新品は本基準によりカバーされないことを明記し、採択された。）

③ISPM 20「植物検疫輸入規制制度に関する指針」付属書「輸入国による輸出国での荷口のコンプライアンス確認の取決め」（採択）

④木材の国際移動（採択）

⑤栽培用植物に関連する培養資材の国際移動（採択）

⑥ISPM28 「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書

(1)木材の誘電加熱処理（不採択）

（※中国から、中国で実施した試験結果によれば当該基準案の処理効果に疑問があるとして異議を提出。当該基準案は基準委員会に差し戻された。）

(2)昆虫に対するはく皮された木材のフッ化スルフリルくん蒸処理（採択）

(3)センチウ及び昆虫に対するはく皮された木材のフッ化スルフリルくん蒸処理（採択）

(4)チチュウカイミバエに対する*Citrus sinensis*の低温処理（採択）

(5)チチュウカイミバエに対する*Citrus reticulata* × *C. sinensis*の低温処理（採択）

(6)チチュウカイミバエに対する*Citrus limon*の低温処理（採択）

(7)チチュウカイミバエに対する*Citrus paradisi*の低温処理（採択）

(8)チチュウカイミバエに対する*Citrus reticulata*の低温処理（採択）

(9)チチュウカイミバエに対する*Citrus clementina*の低温処理（採択）

(10)チチュウカイミバエに対するマンゴウの蒸熱処理（採択）

(11)クインスランドミバエに対するマンゴウの蒸熱処理（採択）

2 新規補助機関（実施能力開発委員会）の設置

・条約及び国際基準等の実施及び加盟国の植物検疫能力向上を目的とし

て、既存の補助機関（能力開発委員会）を廃止し、報告義務アドバイザーグループ（NROAG）、紛争解決処理機関（SBDS）及び3カ年レビューグループ（TRG）の補助機関の機能を引き継ぐ「実施能力開発委員会」（IC）を新たに設置することに合意。

3 電子植物検疫証明（ePhyto）

- ・ ePhyto構築に係る活動の継続が支持され、植物検疫証明書の電子的な交換の試行を行うためのハブシステムが2017年の第3四半期に構築されること、プロジェクト参加国のうち、自国のシステムを改修しハブシステムへの接続の準備が整った国から、順次、試行を開始する予定であること等が紹介された。

4 海上コンテナ

- ・ 昨年の総会でCTUコード^{*1}及びCPM勧告^{*2}の実施状況とそれによる効果を分析し、5年間、国際基準の策定を保留することを決定。本年の総会では海上コンテナに関連する病害虫リスクを評価し管理するための補完的アクションプランが提示され、承認された。また、当該アクションプランを運営するため、加盟国の代表及び業界団体からなる海上コンテナタスクフォースを本年中に設置することを決定した。
- ・ WSC（世界海運評議会）及びCOA（コンテナ船主協会）から、CTUコードを補完するためのコンテナ清掃に関する業界の合同ガイドラインが提示された。当該ガイドラインは国際海事機関（IMO）に設置された海上安全委員会（本年6月）で採択に諮られる予定であり、加盟国は各国のIMOの代表者に対し採択支持を働きかけることが推奨された。

5 適合証明（Certificate of Compliance）の利用

- ・ 「木製品及び木工品の国際移動」の基準策定に向けた検討の中で提案された植物検疫当局により承認された民間団体による証明（適合証明）制度の導入については、将来的な検討を否定するものではないとしつつ、現時点で更なる作業を承認しないこととされた。

6 電子商取引に関するスペシャルピックアップセッション

- ・ インターネット取引の普及により、病害虫のまん延のリスクも高まっていることを受け、WTO（世界貿易機関）、WCO（世界税関機構）、CBD（生物多様性条約）、産業界及び植物検疫当局の取り組みが紹介された。

*1 ILO（国際労働機関）、IMO（国際海事機関）、UNECE（国連欧州経済委員会）が策定したコンテナの取扱い（梱包・開梱・固定等）に関する指針

*2 加盟国に対して、CTUコードの実施を支援、コンテナに付着する病害虫に関する情報収集等を奨励する勧告案（CPM10で採択）

7 その他

次回 IPPC 総会（CPM-13）は2018（平成30）年4月16-20日にFAO本部（ローマ）で開催。

（以上）